

# 2018

## 事業主や家族従事者 一人親方労災保険 特別加入についてのご案内



〒314-0115

茨城県神栖市知手3255-41

社会保険労務士法人

KAN Support Office

労働保険事務組合 常陸事業主協議会

労働保険事務組合 常陸建築技能組合

TEL 0299-96-7011

FAX 0299-96-9418

## 『 はじめに 』

墜落・転落は、建設作業の中で重大な災害を招き、しかも、相変わらず繰り返されています。

このような状況で「安全」や「補償」については、ますます重要になってきております。労災保険は本来、労働者の業務上又は、通勤途上での負傷・傷害又は死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる、一定の者に対して特別に任意加入を認めているのが、

### **特別加入制度** です。

本来、労災保険に加入のできない一人親方の方や事業主の方について、一定の基準をもとに労災保険に加入することができ、当事務所でその取り扱いを行っていますので、検討のうえ加入して下さい。



# 常 陸 事 業 主 協 議 会

TEL 0299-96-7011

平成4年4月 厚生労働大臣認可 事務組合

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を  
処理することについて、労働大臣の許可を受けた団体です。

事業主や家族従事者が労災保険に加入するには、  
労働大臣認可の事務組合に事務委託する必要があります。

## 常陸事業主協議会の沿革

平成4年 常陸事業主協議会設立 厚生労働省認可  
以下 優良事務組合として団体表彰  
平成10年 全国労働保険事務組合連合会 団体表彰  
平成15年 全国労働保険事務組合連合会 団体表彰  
平成18年 茨城労働保険事務組合連合会 団体表彰  
平成23年 全国労働保険事務組合連合会 団体表彰

受託会員数約220社

# 常 陸 建 築 技 能 組 合

TEL 0299-96-7011

平成5年7月 厚生労働大臣認可 事務組合

建設業における 1人親方が労災保険に加入するための組織

建設業に従事する、1人親方の労災保険加入組合です。

1人親方の方が、労災保険に加入するには、  
労働基準局長認可の事務組合に事務委託する必要があります。

受託会員数 約 200 名

## ※一人親方労災保険の加入条件について※

一人親方労災保険に加入できる方は、従業員のない事業主の方のみになります。

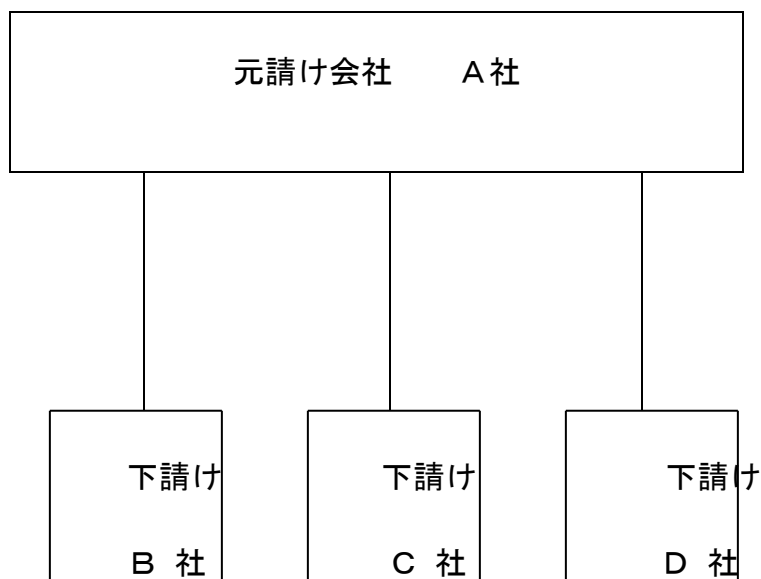
従業員だった方が、会社を退職し一人親方になる場合、  
下記の点に注意してください。

- ・一人親方に加入されている方は確定申告が必要（本人が自ら申告）になります。
- ・請負元で工具等を借りる場合、取り決めが必要になる事があります。
- ・請負元と一人親方との請負契約書を交わす事になります。
- ・給料（賃金）として支払わずに報酬（外注費等）で支払うため、  
請求書、領収書等を双方で発行する事になります。

会社の指揮命令のもとで仕事をする方は従業員とみなされて、  
一人親方労災保険に加入できない可能性があります。

以上の点をご確認いただき、一人親方労災保険加入のご検討をお願いいたします。

## 建設労災の仕組み



建設業における労災保険は原則として元請け業者がその責任を負い自社の労災保険はもちろん、「下請けの労働者」が業務災害にあった場合でも元請け業者の労災保険を使用することになります。

但し、次の方たちは労災保険を使用することができません。

1. 元請け業者の事業主
2. 下請け業者の事業主（法人であればその役員、個人であればその代表者と家族従事者）
3. **一人親方の人たち（労働者を使用しないで事業を行っている人たち）**

その理由は、労災保険というのは労働者災害補償保険と云い本来労働者を保護するための保険であるからです。

1～3の方たちが労災保険を使用するには・・・

☆ 1および2の方たちの場合

- 1, 元請け業者の事業主
- 2, 下請け業者の事業主

労働保険事務組合（常陸事業主協議会等）に加入して保険成立をして特別加入をする。

☆ 3の方たちの場合

- 3, 一人親方の方たち

建築技能組合を設立して一人親方の特別加入の許可を受けること又はすでに設立許可を受けている団体（常陸建築技能組合等）に加入する。

ということで、労災保険に加入することが可能となり、労災が使えるようになります。

労災保険の対象となる災害は、「[「仕事中における災害（業務災害）」](#)と、「[「通勤途上における災害（通勤災害）」](#)とがあり、この業務災害又は、通勤災害による負傷、疾病、障害又は死亡に関して保険給付が行われます。補償内容については次頁をご参照ください。



## ＜労災給付の事例＞

☆ 給付基礎日額 10,000円として加入した場合  
(通勤災害・労働災害について該当する)

1. 療養補償給付 (原則として国民健康保険または、健康保険は使えません)  
治療費の全額を負担

2. 休業補償給付  
休業4日目から1日につき8割(8,000円) 治癒するまで

3. 傷病補償給付 (1級から3級まで)  
療養開始後1年6ヵ月で治癒せず傷病等級に該当するとき

(1年間に)	(特別支給金 一時金で)
1級 313日分 (3,130,000円)	(1,140,000円)
2級 277日分 (2,770,000円)	(1,070,000円)
3級 245日分 (2,450,000円)	(1,000,000円)

4. 障害補償給付 (1級から14級まで)  
治癒したとき傷害等級表に定める身体障害が残ったとき

(1年間に)	(特別支給金 一時金で)
1級 313日分 (3,130,000円)	(3,420,000円)
2級 277日分 (2,770,000円)	(3,200,000円)
3級 245日分 (2,450,000円)	(3,000,000円)
4級 213日分 (2,130,000円)	(2,640,000円)
5級 184日分 (1,840,000円)	(2,250,000円)
6級 156日分 (1,560,000円)	(1,920,000円)
7級 131日分 (1,310,000円)	(1,590,000円)
(一時金で)	
8級 503日分 (5,030,000円)	(650,000円)
から	
14級 56日分 (560,000円)	(80,000円)

5. 遺族補償給付  
遺族一時金として 一律 3,000,000円  
遺族補償年金として

1年間に遺族1人の場合	153日分	(1,530,000円)
(55歳以上又は一定障害の場合)	175日分	(1,750,000円)
2人の場合	201日分	(2,010,000円)
3人の場合	223日分	(2,230,000円)
4人以上場合	245日分	(2,450,000円)

または、前払金として1,000日分





## ＜費用について＞

給付基礎日額	年間保険料	年間納付額	月額あたり
5,000	32,850	50,850	4,238
6,000	39,420	57,420	4,785
7,000	45,990	63,990	5,333
8,000	52,560	70,560	5,880
10,000	65,700	83,700	6,975
12,000	78,840	96,840	8,070
14,000	91,980	109,980	9,165
16,000	105,120	123,120	10,260
18,000	118,260	136,260	11,355
20,000	131,400	149,400	12,450
22,000	144,540	162,540	13,545
24,000	157,680	175,680	14,640
25,000	164,250	182,250	15,188

●国に納付する保険料は、給付基礎日額に365日を乗じた額の、  
1000分の18です。(平成30年4月1日より改定)

●事務手数料は、どの日額でも一律 1,500 円/月となっています。(平成28年4月1日より改定)

**!** CHECK

※但し平成23年4月より、給付基礎日額が10,000円から一律同額の減額改定をしました。

### (計算例)

納付基礎日額が5000円の場合

納付保険料  $5,000 \times 365 \times 18/1000 = \underline{32,850 \text{ 円}}$

事務手数料 一律年間 18,000円 月額 1,500円 合計保険料 50,850円 (年間納付額)

※労災事故が起こった際も、追加料金は発生致しません。(遡って請求等特別な事情を除きます)



## 労働保険事務組合加入のメリットとは？

- 労働保険（労災保険と雇用保険）の事務手続きを事業主に代わって行いますので、事務処理が軽減され、複雑な事務処理が正しく行われます。
- 労働保険料の額に関係なく、年3回に分けて納付することができます。
- 当労働事務組合が加入している上部団体を通じて、民間損害保険より有利な労災の上乗せ（低額です）保険等に加入することができ、高額請求傾向にある民事賠償制度に対応します。
- 当労働保険事務組合は、社会保険労務士が母体となり成立した労働保険事務組合ですので、労災事故が発生した時は、迅速かつ丁寧に書類作成等に対応できるので安心です！

労災事故が発生してしまったら、当事務所まで **必ずお早め**にご連絡下さい。

また、労災事故の際には国民健康保険または各種健康保険は使用しないで下さい。病院では窓口にて必ず「**労災事故**」とお話して、受診してください。

